

公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会役員報酬等及び費用に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会定款第 32 条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬等であって、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 この法人は、理事及び監事の職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定及び支給方法)

第 4 条 常勤の理事に対する報酬等の総額は年額 720 万円の範囲内とし、その具体的な報酬金額は、会長が理事会の承認を得て定めるものとする。

- 2 会員外の監事に対する報酬等の総額は年額 60 万円とする。
- 3 非常勤の理事に対する報酬等の額は、会長は月額 20 万円の範囲内とし、副会長及び専務理事は月額 5 万円の範囲内とし、その他の理事は月額 1 万円の範囲内とし、その具体的な報酬金額は、会長が理事会の承認を得て定めるものとする。
- 4 会員である監事に対する報酬等の額は、月額 1 万円とする。
- 5 前 4 項の報酬の支給方法については、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法とし、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費 用)

第 5 条 役員等が、その職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 役員の旅費については、理事会の議を経て別に定める役員等旅費規程による。

(公 表)

第6条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。
- 2 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 (令和元年6月7日一部変更)

この変更は、令和元年6月7日からこれを適用する。